

一項ノ規定ニ依リ遲滞ナク地方長官ニ當該事項ノ概

況ヲ報告スベシ

一 重要事業場ニ於テ從業者ノ死傷發生シタルトキ

二 重要事業場ニ於テ傳染病發生シタルトキ

三 重要事業場ニ勞働紛議發生シ又ハ其ノ發生ノ虞

アリト認ムルトキ

四 從業者ヨリ從業條件其ノ他ニ關シ申入ヲ受ケタ

ルトキ

五 國民徵用令ニ依ル被徵用者ニ關シ傷痍、疾病、

死亡、逃走其ノ他長期ニ亘り從業ヲ爲シ得ザル事

故發生シタルトキ

六 従業者ニ減給以上ノ懲戒ヲ加ヘントスルトキ

七 重要事業場ニ於テ不時ノ災害アリタルトキ

八 令又ハ本令ニ基ク厚生大臣ノ命令ニ基キ必要ナ

ル措置ヲ爲シタルトキ

第二十五條 令第二十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ

様式第八號ニ依ル

第二十六條 令及本令ノ規定ニ依リ厚生大臣又ハ地方

長官ニ提出スル報告書又ハ許可若ハ認可ノ申請書ハ

所管勞務監理官ヲ經由シ各正副四通ヲ提出スベシ

第二十七條 本令中地方長官トアルハ鑛業又ハ砂鑛業

ニ關スルモノニ付テハ鑛山監督局長トス

第二十八條 工場法施行規則第二條、第四條及第二十

條中地方長官トアルハ重要事業場ニ付テハ厚生大臣

トス

鑛夫就業扶助規則第五條、第六條第二項、第七條、

第七條ノ二第二項、同條第三項、第十一條及第十一

條ノ二第二項中鑛山監督局長トアルハ重要事業場ニ

付テハ厚生大臣トス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附 則

國民健康保健法中改正法律の公布

第七十九回帝國議會の協賛を經たる國民健康保健法
中改正法律は昭和十七年二月十一日付官報を以て公布

せられたが、之を掲ぐれば次の如くである。

國民健康保險法中改正法律

(昭和十七年二月二十九日)
國民健康保險法中左ノ通改正ス

第十一條第二項ヲ削ル

第十一條ノ二 地方長官必要アリト認ムルトキハ命令

ノ定ムル所ニ依リ普通國民健康保險組合ノ組合員タ

ル資格ヲ有スル者ニ就キ設立委員ヲ選任シ普通國民

健康保險組合ヲ設立スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ設立委員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ規約ヲ作リ

普通國民健康保險組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者

ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ其ノ設立ニ付地方長官

ノ認可ヲ受クベシ

設立委員地方長官ノ定ムル期間内ニ設立ノ認可ヲ申

請セザルトキハ地方長官ハ規約ノ作成其ノ他設立ニ

關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條ノ三 組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時又ハ前

條第三項ノ規定ニ依リ規約ノ作成アリタル時ニ成立

ス

第十三條 第十一條ノ規定ニ依ル組合ニ付其ノ組合員

タル資格ヲ有スル者ノ二分ノ一以上組合員タル場合

ニ於テ地方長官必要アリト認メ其ノ組合ヲ指定シタ

ルトキハ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ組合員ト
爲ルモノトス

第十一條ノ二ノ規定ニ依ル普通國民健康保險組合ノ
設立アリタルトキハ其ノ組合員タル資格ヲ有スル者

ハ總テ組合員ト爲ルモノトス

特別ノ事由アル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ前

二項ノ規定ニ拘ラズ組合員ト爲ラザルモノトス

定ムル所ニ依リ保險醫及保險藥劑師並ニ組合ノ指定

スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ診療又ハ藥劑
ノ支給ヲ受クルモノトス

第十九條ノ二 療養ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ

スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ診療又ハ藥劑

ノ支給ヲ受クルモノトス

第十九條ノ三 保險醫又ハ保險藥劑師ハ命令ノ定ムル

所ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ地方長官
之ヲ指定ス

醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ハ正當ノ理由ナクシテ保

險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ拒ムコトヲ得ズ

醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ヲ使用スル者ハ正當ノ理

由ナクシテ其ノ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ガ保險醫

又ハ保險藥劑師タルコトヲ妨グルコトヲ得ズ

第十九條ノ四 保險醫又ハ保險藥劑師ガ療養ノ給付ヲ擔

當スルニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條ノ五 保險醫又ハ保險藥劑師ハ之ヲ使用ス

ル者ガ療養ノ給付ニ關シ組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ

法人ニ請求スベキ費用ノ額ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十一條 組合ハ被保險者ノ疾病若ハ負傷ノ療養又

ハ被保險者ノ健康ノ保持増進ノ爲必要ナル施設ヲ爲

シ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ爲スコトヲ得

第二十八條ノ二 第十一條ノ二第三項ノ場合ニ於テハ

前條第二項ノ規定ニ拘ラズ地方長官ニ於テ普通國民

健康保険組合ノ理事ヲ命ズ

第四十條ノ二 地方長官ハ組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ

法人ニ對シ組合聯合會ニ加入スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四十二條中「第十七條、」ノ下ニ「第二十一條、」ヲ加ヘ「及第三十條乃至第三十七條」ヲ、「第三十條乃至第三十七條及第四十六條」ニ改ム

第四十六條 主務大臣及地方長官ハ組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ第二十一條ノ施設ヲ爲スペキコトヲ命ジ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ命ズルコトヲ得

第四十九條 削除

第五十二條第二項ヲ左ノ如ク改ム
前項ノ規定ニ依ル訴願又ハ行政訴訟ニ關シテハ組合ハ之ヲ行政廳ト看做ス

第五十四條中「ニシテ其ノ社員ノ爲ニ醫療ニ關スル施設ヲ爲スモノ」ヲ削ル

第五十四條「ニシテ其ノ社員ノ爲ニ醫療ニ關スル施設ヲ爲スモノ」ヲ削ル

第五十七條第二項ヲ削ル

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔參照〕

昭和十三年四月一日公布法律第六十號國民健康保險

法抄錄

第八條 保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ組合ノ請求アルトキハ市

内ニ於テ普通國民健康保險組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者及其ノ世帯ニ屬スル者ハ總テ被保險者ト爲ルモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル者ハ此ノ限ニ在ズ

ズ

第二十條、第二十二條及第二十三條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル被保險者ノ屬スル世帯ノ世帯主ニ關シ之ヲ準用ス

市町村ガ前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ其ノ處分ニ着手セズ又ハ九十日以内ニ之ヲ結了セザルトキハ組合ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ處

第五十四條ノ三 主務大臣及地方長官保険給付ニ關シ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該

ナク第五十四條ノ三ノ規定ニ依ル診療録ノ検査ニ關シ知得シタル醫師若ハ歯科醫師ノ業務上ノ祕密又ハ

個人ノ祕密ヲ漏洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

職務上前項ノ祕密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリン者故ナク其ノ祕密ヲ漏洩シタルトキ亦前項ニ同ジ

第五十四條ノ三ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨げ又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ

科料ニ處ス

第五十七條第二項ヲ削ル

附 則

第五十九條第一項ヲ削除スル

第六十條第一項ヲ削除スル

第六十一條 第二項ヲ削除スル

第六十二條 第二項ヲ削除スル

第六十三條 第二項ヲ削除スル

第六十四條 第二項ヲ削除スル

第六十五條 第二項ヲ削除スル

第六十六條 第二項ヲ削除スル

第六十七條 第二項ヲ削除スル

第六十八條 第二項ヲ削除スル

第六十九條 第二項ヲ削除スル

第七十條 第二項ヲ削除スル

第七十一條 第二項ヲ削除スル

第七十二條 第二項ヲ削除スル

第七十三條 第二項ヲ削除スル

第七十四條 第二項ヲ削除スル

分スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村制第百十一條第一項及第四項ノ規定ヲ準用ス

第一項ニ規定スル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ准ズベキモノノ徵收金ニ次ギ他ノ公

課ニ先ツモノトス

第十一條第二項

組合ハ設定ノ認可ヲ受ケタル時ニ成立ス

第十三條 普通國民健康保險組合ニ付其ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上組合員タル場合ニ於テ地方長官必要アリト認メ其ノ組合ヲ指定シタルトキハ組合員タル資格ヲ有スル者（特別ノ事由アル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ハ總テ組合員ト爲ルモノトス

第十一條 組合ハ被保險者ノ健康ヲ保持増進スル爲左ノ施設ヲ爲スコトヲ得

二 健康診斷ニ關スル施設

三 保養ニ關スル施設

四 其ノ他健康ノ保持増進ニ關スル施設

五 地方長官必要アリト認ムルトキハ清算方法及財產處分ノ變更ヲ命ジ又ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第四十二條 第十五條乃至第十七條、第二十六條、第二十七條、第二十九條第三項、第四項及第三十條乃至第三十七條ノ規定ハ組合聯合會ニ之ヲ準用ス

第四十三條 主務大臣及地方長官ハ組合若ハ組合事業ヲ行フ法人又ハ組合聯合會ニ對シ其ノ事業及財產ニ關シ報告ヲ爲サシメ、其ノ狀況ヲ検査シ、

規約ノ變更ヲ命ジ、其ノ他監督上必要ナル命令又

ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十六條 組合又ハ組合ノ事業ヲ營ふ法人ノ被保

險者ニ對シ診療又ハ薬劑ノ支給ヲ爲ス醫師、歯科
醫師又ハ薬劑師ノ範圍ハ地方長官ノ認可ヲ受クベ
シ

第四十九條 第四十六條ノ規定ニ依ル認可ノ申請ア
リタルトキハ地方長官ハ地方社會保險審查會ノ意
見ヲ徵シ之ガ處分ヲ爲スベシ

第五十二條 組合ノ爲シタル保險料其ノ他本法ノ規
定ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ處分又ハ第八條
ノ規定ニ依ル滯納處分ニ不服アル者ハ地方長官ニ
訴願シ其ノ裁決ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ
又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但シ二以上ノ
道府縣ニ跨ル組合ニ關スルモノニ在リテハ主務
大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルモノト
ス

前項ノ規定ニ依ル訴願ニ關シテハ組合ヲ訴願法ノ
規定ニ依ル行政廳ト看做ス

第五十四條 營利ヲ目的トセザル社團法人ニシテ其
ノ社員ノ爲ニ醫療ニ關スル施設ヲ爲スモノハ命令
ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ組合ノ事
業ヲ行フコトヲ得

第五十七條 組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ組
合聯合會第三十七條第五項又ハ第四十三條ノ規定
ニ依ル命令ニ違反シ又ハ處分ヲ拒ミ若ハ妨ゲタル
トキハ其ノ役員又ハ清算人ヲ百圓以下ノ過料ニ處
ス

非訟事件手續法第一百六條乃至第二百八條ノ規定
ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

健康保險法中改正法律の公布

四 左ニ掲グル事業ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ

從業員ヲ使用スルモノ

(イ) 物ノ製造、加工、選別、包裝、修理又ハ解

體ノ事業

(ロ) 鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事業

(ハ) 電氣又ハ動力ノ發生、傳導又ハ供給ノ事業

(ニ) 貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業

(ホ) 貨物積卸ノ事業

(二) 物ノ販賣ノ事業

(ト) 金融又ハ保險ノ事業

(チ) 物ノ保管又ハ貸貸ノ事業

(リ) 媒介周旋ノ事業

(ヌ) 集金、案内又ハ廣告ノ事業

(ル) 其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業

第十三條ノ二 前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該

二 一年ノ報酬ガ勅令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユル職員

三 臨時ニ使用セラル者ニシテ勅令ヲ以テ指定ス

ルモノ

四 前各號ニ掲グル者ノ外勅令ヲ以テ指定スル者

前條ノ規定ニ依リ健康保險ノ被保險者タルベキ者ニ

シテ勅令ヲ以テ定ムルモノ國民健康保險ノ被保險者

タル期間ハ之ヲ健康保險ノ被保險者トセズ

第十四條 第十三條ニ規定スル事業所以外ノ事業所事

業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ事業所ニ使用セラ
ル者ヲ包括シテ健康保險ノ被保險者ト爲スコトヲ
得

二 糸業法ノ適用ヲ受クル事業場又ハ工場

三 法人又ハ命令ヲ以テ定ムル團體ノ事務所ニシテ

當時五人以上ノ從業員ヲ使用スルモノ